

2006年9月28日 制定
2007年1月10日 改訂
2007年5月7日 改訂
2007年6月7日 改訂
2007年8月27日 改訂
2007年11月7日 改訂
2008年12月19日 改訂
2009年5月12日 改訂
2009年9月28日 改訂
2011年4月1日 改訂
2011年9月6日 改訂
2011年11月7日 改訂
2014年6月6日 改訂
2016年3月31日 改訂
2017年3月31日 改訂

建設技術審査証明事業(建築技術)

「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」 申込みの手引き



目 次

はじめに	1
I. 審査証明の依頼者（申込者）について	1
II. 開発目標について	1
1. 除去工法の場合の開発目標	1
2. 封じ込め工法の場合の開発目標	1
III. 審査の方法等について	2
IV. 審査証明図書の内容と構成について	3
V. 封じ込め工法に使用される石綿飛散防止剤について	3
VI. 審査証明書取得後の施工実績報告について	4
VII. その他	4
別紙 1-1 審査証明図書（除去工法） 構成例	6
別紙 1-2 技術概要説明書（除去工法） 記載例	7
別紙 1-3 審査証明資料（除去工法） 記載例	9
別紙 1-4 提出資料の内容と提出時期について	23
別紙 2-1 審査証明図書（封じ込め工法） 構成例	24
別紙 2-2 技術概要説明書（封じ込め工法） 記載例	25
別紙 2-3 審査証明資料（封じ込め工法） 記載例	27
別紙 3 施工実績図書チェックリスト	28
別紙 4 施工実績図書一覧	29
別紙 5 周知文書「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」 の取り扱いについて	30
別紙 6 作業区域の内外差圧の測定について	32
別紙 7 周知文書「煙突内アスベスト含有断熱材除去処理技術」 の取り扱いについて	34
別紙 8 周知文書「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」等の改正と、 「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」における施工品質確保 のための取扱いについて	35
別紙 9 「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の施工品質確保のための取扱い	36
別紙 10 「3. 施工マニュアル」の記載例及び留意事項	39
別紙 11 個人別作業日誌 作成例	41

改訂履歴

- 2006年9月28日 制定
- 2007年1月10日 改訂
- ・封じ込め工法の審査方法及び提出図書の内容を平成18年10月1日施行の改正建築基準法に対応したものへと変更
 - ・審査証明の依頼者が石綿作業主任者を現場に配置（常駐）して工事管理を行う施工体制であることの必要性を明確化
 - ・審査証明図書の構成例、審査証明資料の記載例の変更 等
- 2007年5月7日 改訂
- ・当財団の事務所移転に伴う連絡先、案内図等の変更
- 2007年6月7日 改訂
- ・Ⅵ. その他 の追加
 - ・別紙1-4 提出図書の内容と提出時期について の追加
 - ・審査証明図書の構成例、審査証明資料の記載例の変更 等
- 2007年8月27日 改訂
- ・開発目標における「アスベスト繊維の本数」の記載を「繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数」に変更
 - ・審査証明の依頼者が自社の石綿作業主任者を現場に配置（常駐）し工事管理を行うと共に、工事に対し依頼者が責任を負う体制となっていることの必要性を重ねて明確化
 - ・Ⅳ. その他 に様式類のダウンロード情報を追加
 - ・別紙1-4 提出図書の内容と提出時期について の変更 等
- 2007年11月7日 改訂
- ・第三者機関で実施すべき粉じん濃度測定（サンプリング～分析～報告書作成）を明確化。
 - ・施工マニュアルに規定すべき粉じん濃度測定の測定条件を明確化。
 - ・別紙1-4 提出図書の内容と提出時期について の変更 等
- 2008年10月31日 改訂
- ・第三者機関で実施すべき粉じん濃度測定（サンプリング～分析～報告書作成）を明確化。
- 2008年12月19日 改訂
- ・施工実績として取扱う対象建材の明確化 等
- 2009年5月12日 改訂
- ・施工実績として取扱う対象建材の明確化 等
- 2009年9月28日 改訂
- ・審査フローの追加
- 2011年4月1日 改訂
- ・財団法人を一般財団法人に変更
 - ・建築技術研究所開発部開発課を認証部認証課に変更
 - ・受付審査時における施工実績に関して封じ込め工法の場合の条件の明確化
 - ・別紙1-4 提出図書の内容と提出時期についての変更
 - ・施工実績図書チェックリストの様式追加 等
- 2011年9月6日 改訂
- ・「繊維数濃度測定」用語の統一
 - ・審査証明取得1年後、毎年、更新時の施工実績報告手続きの明確化 等
- 2011年11月7日 改訂
- ・当財団の事務所移転に伴う連絡先等の変更
- 2014年6月6日 改訂
- ・高難度施工条件の明確化 等
 - ・開発目標達成における「繊維数濃度測定」の記載を「繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定」に変更
 - ・繊維状粒子濃度測定と管理 記載内容について施工実績一覧表の整合化による変更 等
 - ・個人別作業記録作成の明確化
 - ・負圧管理値の明確化
 - ・煙突内アスベスト含有断熱材除去処理技術 煙突下部および上部の負圧確保の明確化
 - ・その他説明内容の追加・修正・整合
 - ・委員会体制変更 等
- 2016年3月31日 改訂
- ・「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」等の改正（2014年6月）と、「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」における施工品質確保のための取扱いについて明確化。別紙8、別紙9、別紙10、別紙11を追加。
 - ・繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定値の管理において、基準値及び管理値を示すことを追加 等
- 2017年3月31日 改訂
- ・除去工法開発目標（3）、封じ込め工法開発目標（4）の表現修正
 - ・施工マニュアル記載例を修正

はじめに

本手引きは、別途全ての技術を対象に配布している「建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領」に対して、特に「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の申込みを行う場合の手続き、審査方法、資料作成方法等を補足説明するものとしてまとめたものです。

（「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」とは、吹付けアスベストやアスベスト含有吹付けロックウールを対象とした技術をいう）

なお、本手引きは、一般的な除去工法や封じ込め工法の場合※を対象に記載していますので、これ以外の場合は取り扱い等が異なる場合があります。

※:既存建築物や工作物に施工された吹付けアスベストやアスベスト含有吹付けロックウールを、負圧管理がなされた隔離養生のもとで除去や封じ込めを行う工法について、アスベスト処理業者1社が申込みを行う場合

I. 審査証明の依頼者（申込者）について

審査証明における「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の審査は、「除去工法」や「封じ込め工法」のように、「工法」を対象として審査を実施しています。このため、審査証明の依頼者（申込者）は、当該工法の開発だけでなく、施工の実施や施工に対する責任を負える体制（依頼者が自社の石綿作業主任者を現場に配置（常駐）し工事管理を行うと共に、工事に対し依頼者が責任を負う体制となっていること）を整えた会社である必要があります。

II. 開発目標について

審査証明における技術審査は、審査証明の依頼者より対象技術に関する「開発目標」を以下のとおり掲げて頂くとともに、その開発目標を達成したことを確認するために行われた試験結果等を示して頂き、これを建築技術（アスベスト除去工法等）審査委員会において審査いたします。

なお、下記の内容以外に審査対象とすべき技術的な項目がある場合は、開発目標として追加することが可能です。

1. 除去工法の場合の開発目標

- (1) 除去工事に際し、作業区域*1 に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所*2 における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。

(*1 作業区域とは、施工されている吹付けアスベスト等の除去等を行う隔離された作業場所をいう)

(*2 作業場所とは、隔離の有無に関わらず施工されている吹付けアスベスト等の除去等を行う場所をいう)

2. 封じ込め工法の場合の開発目標

- (1) 建築基準法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用して吹付けアスベストを封じ込めることにより、吹付けアスベストからアスベスト繊維の

飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保する。

- (2) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (3) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (4) 関連法令等に則って封じ込め工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、封じ込め工事中の作業者の安全を確保する。

Ⅲ. 審査の方法等について

審査は、対象技術が工法として確立しており、当該工法に関する施工マニュアルが整備されていること、及びその工法を運用する上での施工体制や責任体制等が妥当なものであることを確認する他、依頼者が実施した当該工法による施工実績に基づく記録（施工計画書、繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定報告書、チェックリスト、作業記録等）を確認すること、及び施工現場調査を実施することで、「開発目標」を達成していることの審査を行います。

審査の方法や手続き等は、別途配布している「建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領」に記載された内容に準じますが、吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術の場合、加えて以下の取り扱いを定めています。

1. 受付審査における施工実績

原則として、施工実績※を5件以上有すること。

なお、隔離養生・除去等作業が難しい空間または換気量の確保に留意を要する大空間など、高難度の施工条件に応じた計画や管理が求められる飛散防止処理工法の施工実績を1件以上含むことが望ましい。

また、1つの建築物において工区を複数に分けて、工事開始から工事完了まで異なる日付で工区毎の施工を行った場合は、1工区を1件として施工実績とすることができる。

2. 建築技術（アスベスト除去工法等）審査委員会における審査方法

依頼者より提出された資料に基づく書類審査に加え、施工現場調査を行い、適切に施工ができることについて審査を行う。

3. 審査証明書交付後の確認

依頼者は、審査証明書交付後毎年度の施工実績を当財団に報告する。また、審査証明書交付日から概ね1年経過した時点の施工実績を当財団に提出し、建築技術（アスベスト除去工法等）審査委員会がその内容等について確認を行い、必要に応じて依頼者からのヒアリング、施工現場調査等を実施する。なお、不適切な事項が認められた場合は、審査証明を取り消し、その旨を公表することがある。

※依頼者の施工実績として見なすことができる条件は、下記のとおり。

- ① 審査証明の対象建材は、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールとし、原則として、申請時の施工マニュアルに従った施工が実施されていること。

- ② 施工報告書（施工計画書、繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定報告書、工事写真、作業員名簿 等）」及び「作業記録（作業日報、チェックリスト等）」を有し、これに基づき、以下の内容が確認できること。
- ・依頼者が工事管理を行っていること及び依頼者が工事を実施していること（依頼者が自社の石綿作業主任者を選任し、現場に配置（常駐）し工事管理を行うと共に、工事に対し依頼者が責任を負う体制となっていること）。
 - ・繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定（サンプリング～分析～報告書作成）は、第三者機関（作業環境測定機関等）により実施されていること
 - ・各繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定データは、少なくとも除去作業前の作業場内1点、除去作業中の負圧除じん装置排出口1点、セキュリティーゾーン出入口1点、除去作業後（養生撤去前）の作業場内1点において、測定されていること。
 - ・施工実績における工法・体制が、申込の工法・体制に整合していること。
- ③ 除去工事の場合には、吹付けアスベスト以外のもの（アスベスト含有吹付けパーミキュライト、アスベスト含有吹付けパーライト）についても高難度の施工条件の施工実績以外として2例まで認める。その2例については、アスベスト含有率が1%を超えるものを原則とするが、そのうちの1例については、JIS 1481：2008（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）に準拠して分析を行い、「アスベスト含有」とされたものも可とする。

IV. 審査証明図書の内容と構成について

審査に必要となる審査証明図書の内容と構成について、除去工法の場合の構成例と記載例を **p. 6～（別紙 1-1, 1-2, 1-3）** に、封じ込め工法の場合の構成例と記載例を **p. 25～（別紙 2-1, 2-2, 2-3）** にそれぞれ示します。

なお、審査証明図書等の審査に必要となる資料の内容構成や提出時期は、**p. 24（別紙 1-4）** に示すとおりです*。

※ 建設技術審査証明（建築技術）におけるアスベスト除去工法等の審査は「**建設技術審査証明（建築技術）申込要領**」に示す「**§2 審査証明の流れ**」や「**§3 審査証明資料等作成要領**」とは若干異なりますので、ご注意ください。吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術の場合の標準的な審査フローを次々頁に示します。

V. 封じ込め工法に使用される石綿飛散防止剤について

平成18年10月1日に施行された改正建築基準法により、封じ込め工法に使用される石綿飛散防止剤は、建築基準法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定が必要となりました。

そのため、審査証明で審査対象としている封じ込め工法では、上記の大臣認定を取得した石綿飛散防止剤を認定内容どおり使用するよう施工マニュアル等で示していただく必要があります。

なお、防火の規制が要求される部位に封じ込め処理を行う場合は、防耐火構造や防火材料としての国土交通大臣の認定が別途必要となるため、こちらについても使用する石綿飛散防止剤

の適用の可否（あるいは適用するための取り扱い）を施工マニュアル等で示していただく必要があります。

VI. 審査証明書取得後の施工実績報告について

1. 審査証明書交付日から概ね1年後の報告

審査証明書交付日から概ね1年経過した時点で、施工実績一覧表 p. 30（別紙4）及び施工実績の内1件の施工実績図書（チェックリスト p. 29（別紙3）含む）※をご提出下さい。

2. 更新時の施工実績報告

更新の申込みの1ヶ月前に、5年間の施工実績一覧表 p. 30（別紙4）を事務局へご提出下さい。建築技術（アスベスト除去工法等）審査委員会において、施工実績図書をご提出頂く案件を決定します。指定された案件の施工実績図書（チェックリスト p. 29（別紙3）含む）※を更新申込書および関連図書と一緒にご提出下さい。

※ 施工実績図書は、チェックリスト順に並べる必要はありませんが、提出が必要な書類にチェックリストの番号を付けすぐに確認できるよう体裁を整えて下さい。また、チェックリストは、自己チェックしたものを施工実績図書の最初に添付して下さい。

※ 施工実績図書は、審査終了後返却致します。

VII. その他

1. 「建築技術（アスベスト除去工法等）審査委員会」の開催日程について

受付審査及び報告審査を行う「建築技術（アスベスト除去工法等）審査委員会」の委員会日程は、当財団ホームページの下記アドレスにて公表しています。

<http://www.bcj.or.jp/schedule.html>（委員会日程）

2. 様式類のダウンロードについて

審査証明依頼書、技術概要説明書等の様式類については、当財団ホームページの下記アドレスよりダウンロード可能です。

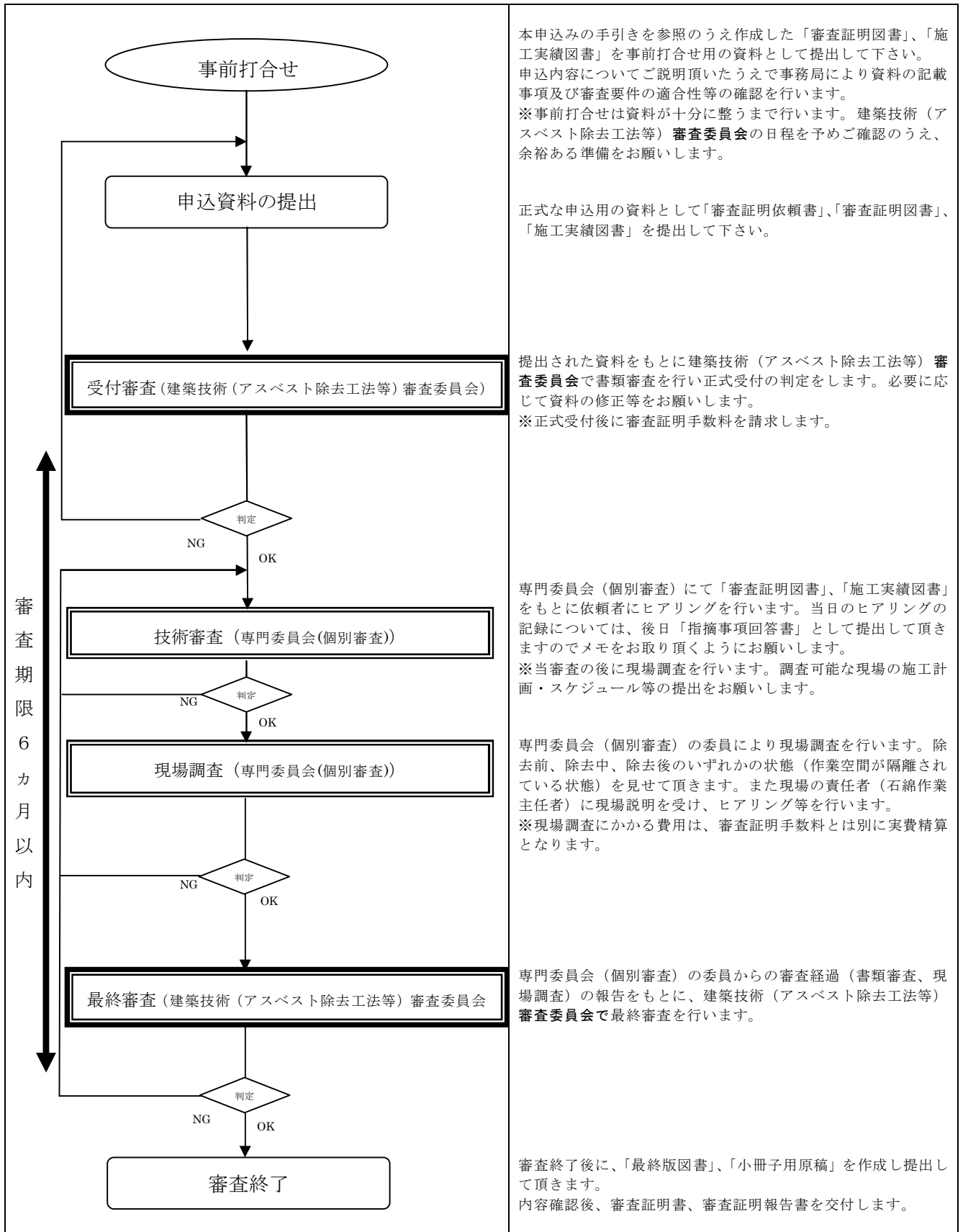
http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/（建築技術審査証明のページ）

3. 専門委員会（個別審査）へのご出席に関する注意事項

専門委員会（個別審査）における技術審査では、審査証明の依頼者（申込者）にご出席を頂き、申込工法の説明や専門委員からの質問への回答を行って頂きますが、依頼者以外の方（例：コンサルタント）はご出席いただくことが出来ませんので、予めご了承下さい。

吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術 審査フロー

以下に当該技術の審査に関する事前打合せ～審査終了までの標準的なフローを示します。



本申込みの手引きを参照のうえ作成した「審査証明図書」、「施工実績図書」を事前打合せ用の資料として提出して下さい。申込内容についてご説明頂いたうえで事務局により資料の記載事項及び審査要件の適合性等の確認を行います。
※事前打合せは資料が十分に整うまで行います。建築技術（アスベスト除去工法等）**審査委員会**の日程を予めご確認のうえ、余裕ある準備をお願いします。

正式な申込用の資料として「審査証明依頼書」、「審査証明図書」、「施工実績図書」を提出して下さい。

提出された資料をもとに建築技術（アスベスト除去工法等）**審査委員会**で書類審査を行い正式受付の判定をします。必要に応じて資料の修正等をお願いします。
※正式受付後に審査証明手数料を請求します。

専門委員会（個別審査）にて「審査証明図書」、「施工実績図書」をもとに依頼者にヒアリングを行います。当日のヒアリングの記録については、後日「指摘事項回答書」として提出して頂きますのでメモをお取り頂くようにお願いします。
※当審査の後に現場調査を行います。調査可能な現場の施工計画・スケジュール等の提出をお願いします。

専門委員会（個別審査）の委員により現場調査を行います。除去前、除去中、除去後のいずれかの状態（作業空間が隔離されている状態）を見せて頂きます。また現場の責任者（石綿作業主任者）に現場説明を受け、ヒアリング等を行います。
※現場調査にかかる費用は、審査証明手数料とは別に実費精算となります。

専門委員会（個別審査）の委員からの審査経過（書類審査、現場調査）の報告をもとに、建築技術（アスベスト除去工法等）**審査委員会**で最終審査を行います。

審査終了後に、「最終版図書」、「小冊子用原稿」を作成し提出して頂きます。
内容確認後、審査証明書、審査証明報告書を交付します。

**吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去工法）
審査証明図書 構成例**

目 次

- I. 審査証明依頼書（写し）（建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領の様式 1）
- II. 技術概要説明書（別紙 1-2 に記載例を示します）
- III. 審査証明資料（別紙 1-3 に記載例を示します）
 - 1. 適用範囲
 - 1.1 除去対象の吹付け材
 - 1.2 除去処理をする対象部位
 - 1.3 適用除外範囲
 - 1.4 施工実施地域
 - 2. 体制
 - 2.1 施工体制
 - 2.2 責任体制
 - 2.3 教育体制
 - 3. 施工マニュアル
 - 3.1 施工フロー図
 - 3.2 施工手順及び内容
 - 3.3 繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定と管理
 - 3.4 材料・機器類
 - 3.5 チェックリスト
 - 4. 安全対策の方法
 - 4.1 隣接部に対する安全対策
 - 4.2 作業者に対する安全対策
 - 4.3 緊急時の対応策
 - 5. 材料・機器類の技術資料
 - 6. 性能確認試験等
 - 6.1 施工実績一覧表
 - 6.2 施工報告書及び作業記録（施工実績 5 例分（申込み時点で、別冊でご提出下さい。））
 - 6.3 施工現場調査（申込み時点では不要です）
 - 7. 会社概要
 - 7.1 会社案内
 - 7.2 資格者名簿
 - 8. 工法カタログ
 - 9. 指摘事項回答書（申込み時点では不要です）

技術概要説明書

下線部は、定型的な記載部分です。
波線部は、申込内容によって異なる部分です。

依頼者名	(株)〇〇〇〇〇
技術名称 項目	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術 「〇〇〇〇〇（除去工法）」
技術の概要	既存の建築物に施工された吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術。 本工法の特徴は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。
適用範囲等	p.9（別紙 1-3）の「1. 適用範囲」1.1 除去対象の吹付け材～1.4 施工実施地域の内容をそのまま記載して下さい。
諸元・性能	(1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とする。 (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とする。
既存技術との対比	既存の除去工法と対比して、技術的な特徴があれば、ご記載下さい。
開発の趣旨	既存の建築物に施工された吹付けアスベストの除去に際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。
開発目標	(1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制する。 (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。 (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。
開発目標達成の確認方法	(1) 除去作業中において、作業区域に隣接する部分の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定を実施する。 (2) 除去作業前及び除去作業後において、作業場所の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定を実施する。 (3) 施工マニュアルに基づくチェックリスト等により工程管理を実施する。

実 績	<p>施工件数 ○○件 施工面積 約○○○○㎡ (20○○年○月現在)</p>
技術内容の公開性	<p>建築技術(アスベスト除去工法等)審査委員会及びアスベスト除去工法等 専門委員会(個別審査)に対しては、全て公開可能</p>
特 許 の 有 無	<p>○○○○○○○</p>
関 連 法 規 制	<p>主たる関連法規 (1) 建築基準法・同施行令等 (2) 建設業法・同施行令等 (3) 労働安全衛生法・同施行令・同規則、石綿障害予防規則 (4) 大気汚染防止法・同施行令・同規則 (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同規則 (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p>
事 故 発 生 時 の 処 置 方 法	<p>発生が予想される事故とその処置の概要は以下のとおり。 (1) 隔離シートの損傷 (処置の概要・・・・・・・・・・)</p> <p>(2) 負圧除じん装置等の故障 (処置の概要・・・・・・・・・・)</p> <p>(3) ○○○○○○○○ (処置の概要・・・・・・・・・・)</p>
そ の 他	

1. 適用範囲

1.1 除去対象の吹付け材

記載内容	<p>どのような吹付け材を除去対象としているかを記載して下さい。</p> <p>※原則として、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールが対象となります。</p>
記載例	吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

1.2 除去処理をする対象部位

記載内容	<p>除去を行う既存建築物及び工作物の対象部位を記載して下さい。</p>
記載例	既存の建築物及び工作物における柱、はり、天井、壁

1.3 適用除外範囲

記載内容	<p>除去を行うことができない施工条件等（通電中の高電圧区域、隔離養生が不可能な部位や区画等）を記載して下さい。</p> <p>※工法固有の理由による制限がある場合は、併せて記載して下さい。</p>
記載例	<p>下記の施工条件は、本工法の適用除外範囲とする。</p> <p>(1) 通電中の高電圧区域 除去工事中に通電を中止できない高電圧区域で、高電圧設備に対する安全な隔離養生や、作業者の安全を確保することができない区域。</p> <p>(2) 隔離養生を行うことができない部位や区画 建築物の構造上、隔離養生を行うことができない部位や区域。</p> <p>(3) ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○</p>

1.4 施工実施地域

記載内容	<p>施工を行うことができる地域を記載して下さい。</p> <p>※当該地域で施工が実施できることの妥当性について、2.1 施工体制や 7. 会社概要等で確認できる必要があります。</p>
記載例	関東地区及び関西地区

2. 体制

2.1 施工体制

記載内容

- ・ 自社と各事業者の関係及び自社が現場に配置する資格者、作業員等を施工体制図として示して下さい。(依頼者が「元請け」、「下請け」など、異なる体制を取りうる場合は、それぞれについて記載して下さい)。
- ・ 石綿作業主任者、作業員等に必要とされる資格と必要とされる条件を記載して下さい。
- ・ 主要な資格について、申込時点での有資格者数を記載して下さい。

※1 原則として、施工実績の施工体制と整合している必要があります。

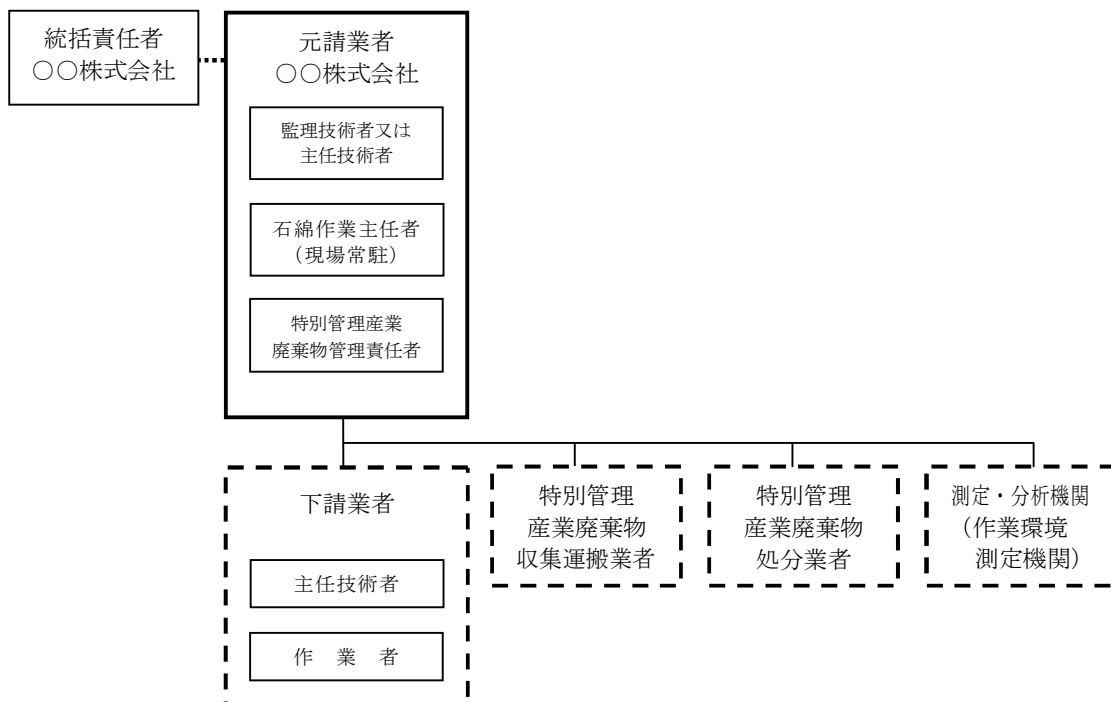
※2 依頼者が施工に対する責任を（実際に）負える体制（依頼者が自社の石綿作業主任者を現場に配置（常駐）し工事管理を行うと共に、工事に対し依頼者が責任を負う体制となっていること）であることを施工体制図で示すとともに、文章で記載して下さい。

記載例

(1) 施工体制

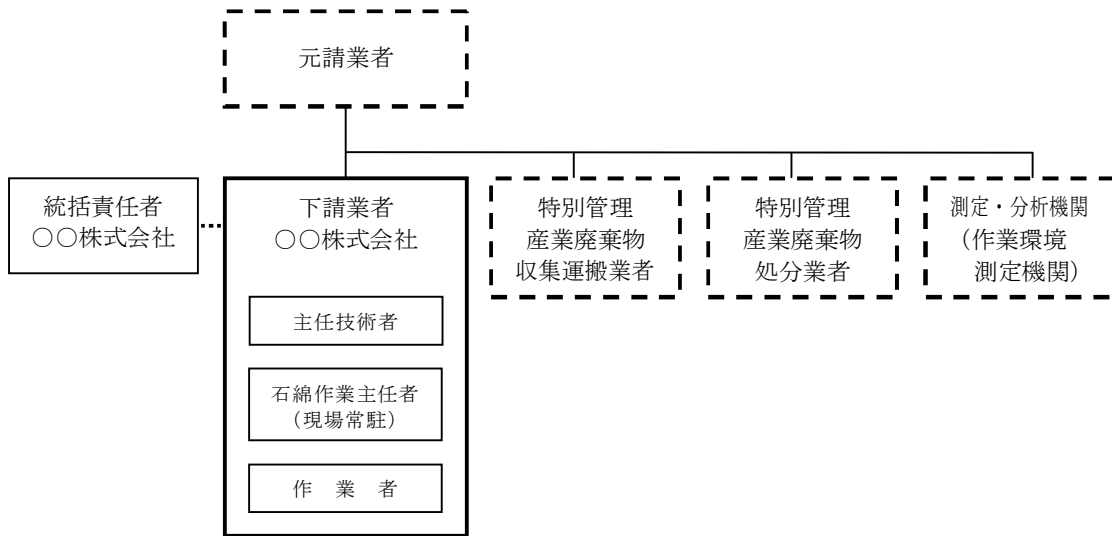
自社が元請けとなる場合及び下請けとなる場合の施工体制を以下に示す。何れの場合も、各現場で自社の石綿作業主任者を選任し、常駐する体制のもと施工を行う。

① 自社が元請けとなる場合



施工体制図

②自社が下請けとなる場合



施工体制図

(2)施工者の資格並びに条件

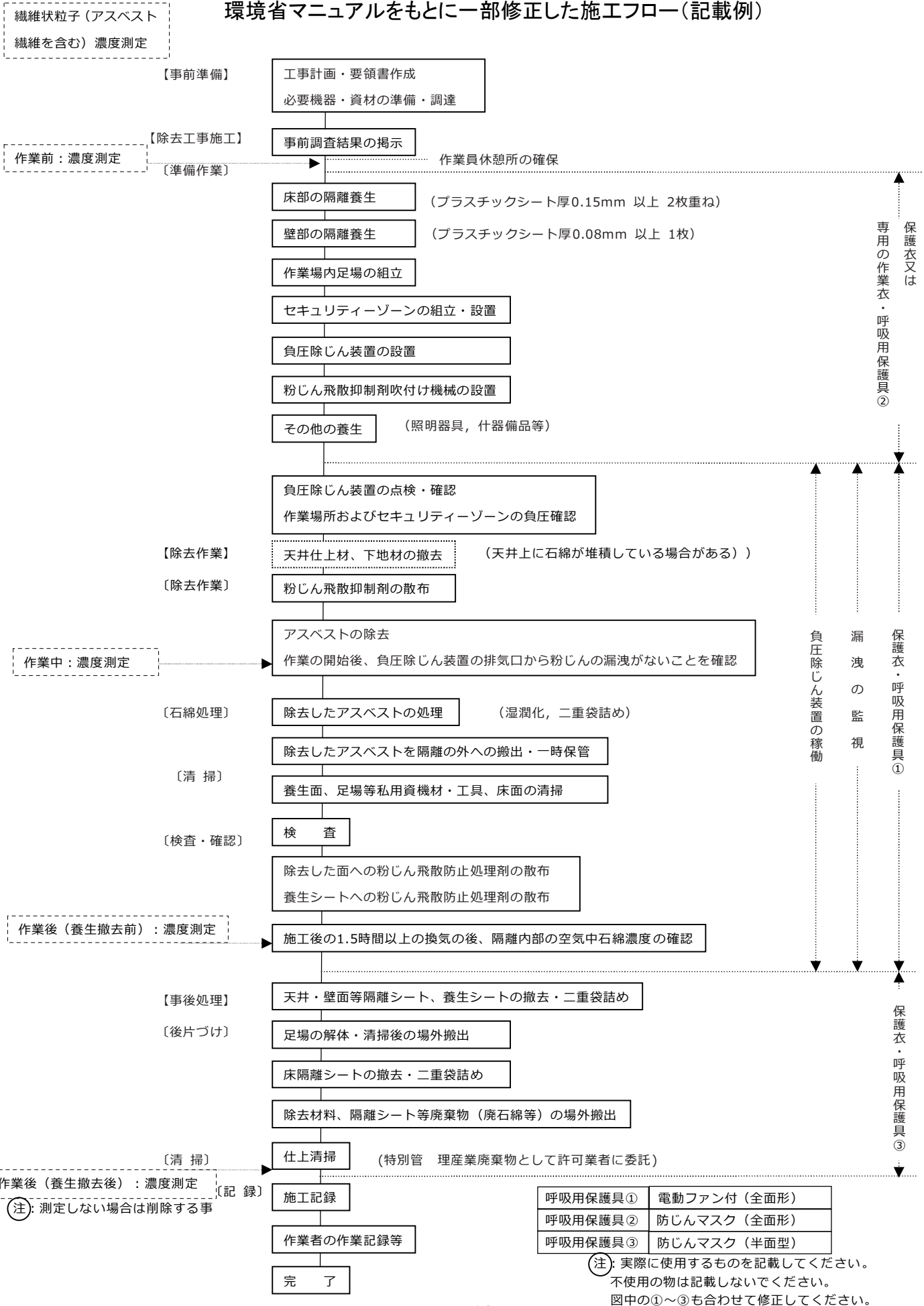
	資格並びに条件
石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習修了者 又は 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者 (H18年3月以前)
	じん肺健康診断、石綿に関する特殊健康診断に所見のない者
	石綿に関する知識・経験等を有する者
作業 者	じん肺健康診断、石綿に関する特殊健康診断に所見のない者
	石綿障害予防規則第27条第1項の規定による特別教育を受けた者

(3)有資格者の人数

(平成○年○月現在)

資格名称	人数
例：石綿作業主任者	○名
例：特定化学物質等作業主任者 (H18年3月以前)	○名
例：その他、関連する資格があれば記載してください。	○名

環境省マニュアルをもとに一部修正した施工フロー(記載例)



3.2 施工手順及び内容

記載内容

施工フローに対応させて、工程毎の施工手順・管理内容を記載して下さい。

- ※1 施工実績として添付された工事における各施工計画書の施工マニュアルを統合し、一般化したものが、「3.2 施工手順及び内容」の骨子となります。
- ※2 管理者や作業者の他、発注者等に対しても理解しやすい内容に整理されている必要があります（特に隔離方法やセキュリティゾーンの構成については、図を用いて示して下さい）。
- ※3 負圧除じん装置の稼働は、除去開始から作業終了後までの連続運転を原則とします（原則外の運用をする可能性がある場合は、その施工手順・管理方法も記載して下さい）。
- ※4 換気回数は、4回／時間以上を原則とします（原則外の運用をする可能性がある場合は、その管理方法も記載して下さい）。また、負圧除じん装置の必要台数を求める「**計算式**」も合わせて記載してください。
- ※5 **p. 39（別紙 10）**「3.施工マニュアル」の記載例及び留意事項の内容を施工マニュアルの各項目に落とし込んでください。記載方法をよくご確認ください。また、必要に応じてチェックリストや記録表の改定もお願いします。
- ※6 特に工法固有の施工手順・管理内容については、詳細に記載されている必要があります。

3.3 繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定と管理

記載内容

・測定方法（何に基づく測定方法か）、測定条件（いつ、どの場所で測定するか）、測定機関（どのような機関が測定を行うか）を記載して下さい。

※1 測定条件として、除去作業中の負圧除じん装置排出口及びセキュリティーゾーン出入口、並びに除去作業前・後の作業場所の計4点は、必ず測定するよう規定されている必要があります。

必須測定場所・時期以外を測定する事は任意ですので、会社の方針・発注者等からの指示もしくは条例等にしながら現場毎に測定位置を設定して構いません。表中に記載したい場合は下表のように「※」等を記載し、表の下に注意書きをしてください。

p. 38（別紙9）も合わせてご確認ください。

なお、実際の現場において必須測定場所・時期での測定を省略した場合、審査証明工法として認められないため、予めご了承下さい。

※2 繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定（サンプリング～分析～報告書作成）は、第三者機関（作業環境測定機関等）による実施を原則とします。

・繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定値の管理について記載して下さい。

※1 基準値は、開発目標に合わせて記載してください。

※2 管理値は、基準値を守るために設定していただき（例えば、5 f/ℓ等）、管理値以上になった際の現場対応を記載してください。

記載例

(1) 測定方法

繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度の測定方法は、下記の何れかとする。

- ・○○○○○○○
- ・○○○○○○○
- ・○○○○○○○

(2) 測定条件

繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度の測定時期、測定場所、測定点数は下記によるものとする。

測定時期 測定場所	作業前	作業中	作業後 (養生撤去前)	作業後 (養生撤去後)
作業場所	○○点以上		○○点以上	※
負圧除じん装置排出口		○○点以上		
セキュリティーゾーン出入口		○○点以上		
敷地境界				※

※：発注者又は諸官庁からの要請がある時

(3) 測定機関

繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定（サンプリング～分析～報告書作成）の実施は、第三者機関に委託することとし、該当機関は、厚生労働省又は都道府県労働基準局に登録されている作業環境測定機関、又はこれと同等の技術を有する機関とする。

(4) 繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定値の基準値と管理値

- 1) 基準値について 10 f / m³以下とする。
- 2) 管理値について 5 f / m³と設定し、管理値以上になった際は粉じん飛散防止処理剤の空中散布を行った上、原因究明を図る。
原因究明の結果、必要な対策を講じた後、再度濃度測定を行い、管理値以下となっている事を確認する。

3.4 材料・機器類

記載内容

使用する材料、薬剤、機器、保護具等を性能や規格等とともに記載して下さい。

※1 材料と機器について、必要の場合は製品名や型番レベルまで規定してください。なお、その際は「又は、同等の性能を有するもの」と、記載を付け加えてください。

※2 薬剤のように性能や規格で規定することが難しい場合は、例示仕様としての記載も可能です。

※3 工法固有の特殊な装置や薬剤を使用する場合は、仕様・性能、使用方法までを含めて詳細に記載する必要があります。

※4 電動ファン付呼吸用保護具（全面形・半面形フード併用）・防じんマスク（全面形・半面形）は実際に使用するもののみご記入ください。番号は施工フローと合わせてください。

※5 微差圧計は 0.1Pa まで表示できるものを使用して下さい。

記載例

(1)材料

名称	性能・規格等
粉じん飛散抑制剤	〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇(株)製） 又は、同等の性能を有する飛散抑制剤。
粉じん飛散防止処理剤	〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇(株)製） 又は、同等の性能を有する飛散防止処理剤。

(2)機器類

名称	性能・規格等
負圧除じん装置	HEPA フィルタ付き (基準粒子径 0.3 μ m、粒子捕集効率 99.97%以上)
高性能真空掃除機	HEPA フィルタ付き (基準粒子径 0.3 μ m、粒子捕集効率 99.97%以上)
エアシャワー	HEPA フィルタ付き (基準粒子径 0.3 μ m、粒子捕集効率 99.97%以上)
電動ファン付呼吸用保護具 (全面形) ①	国家検定品 漏れ率 0.1%以下 (S 級) (フィルター: PS3 又は PL3 粒子捕集効率 99.97%以上)
防じんマスク (全面形) ②	国家検定品 (フィルター: RS3 又は RL3 粒子捕集効率 99.9%以上)
防じんマスク (半面形) ③	国家検定品 (フィルター: RS3 又は RL3 粒子捕集効率 99.9%以上)
〇〇〇〇	〇〇〇厚さ〇mm 以上
〇〇〇〇	〇〇〇厚さ〇mm 以上
微差圧計	〇〇〇〇 (0.1Pa まで表示できるもの) (〇〇〇(株)製) 又は、同等の性能を有するもの
吸引ポンプ式デジタル粉じん計	〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇(株)製) 又は、同等の性能を有するもの
〇〇〇〇	〇〇〇〇

3.5 チェックリスト

記載内容

- ・各工程を管理するためのチェックリスト、作業日報等の書式を示して下さい。
- ※チェックリストは、施工手順及び内容と対応している必要があります。また、誰が何を確認し管理を行うものであるか、明確になっている必要があります。
- ※作業員個人単位で過去にさかのぼり記録を確認可能な「個人別作業記録」を作成して下さい。また、ばく露の有無や、ばく露があった場合の処置も確認できるようにして下さい。(p. 41 (別紙 11) 参照)

4. 安全対策の方法

4.1 隣接部に対する安全対策

記載内容

負圧の確保のための次の安全対策等について記載して下さい。

- ・事前の電源容量の確認方法
- ・負圧除じん装置の動作確認方法
- ・負圧の確認方法・管理方法

※換気回数は、4回/時間以上を原則とします(原則外の運用をする可能性がある場合は、その管理方法も記載して下さい)。

※管理値を具体的に範囲(○Pa～○Pa)等で示すとともに、管理値外の数値が発生した場合の対処方法を明示して下さい。

※煙突内アスベスト含有断熱材除去処理技術では、煙突下部および上部の作業区域においても負圧が確保されていることが確認できる計画として下さい。

- ・フィルタの管理方法
- ・作業終了後に負圧除じん装置を停止する際の管理方法等

※負圧除じん装置の稼働は、除去開始から作業終了後までの連続運転を原則とします(夜間の作業中断時にやむを得ず負圧除じん装置を停止せざるを得ない場合等、原則外の運用をする可能性がある場合は、その安全対策の方法も記載して下さい)。

記載項目例

- 4.1.1 事前確認
- 4.1.2 負圧の確保
 - (1)負圧除じん装置の性能確認
 - (2)換気回数及び負圧の確認

4.2 作業者に対する安全対策

記載内容

保護具等の着用、その他健康診断等、作業者に対する安全対策と管理方法について記載して下さい。

記載項目例

- (1) 保護具の着用
- (2) 健康診断

4.3 緊急時の対応策

記載内容

主として、機器の故障、停電、シート破損、人身事故等の緊急時における対応策とその体制について記載して下さい。

記載項目例

4.3.1 使用機器の故障時

①〇〇〇の故障

②〇〇〇の故障

③〇〇〇の故障

4.3.2 停電時

4.3.3 隔離シートの損傷時

4.3.4 人身事故等発生時

5. 材料・機器類の技術資料

添付する資料の内容

申込工法で使用する標準的な材料・機器類の仕様書、カタログ等を添付して下さい。

※1 「3.4 材料・機器類」で例示仕様として示したものは、必ずその技術資料を添付して下さい。

※2 工法固有の材料・機器・薬剤等を使用する場合は、詳細な技術資料を添付して下さい。

6. 性能確認試験等

6.1 施工実績一覧表

記載内容

申込工法による施工実績 5 例について、工期・工事名称・建物用途及び部位・所在地・施工面積・繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度を項目とした一覧表としてまとめて下さい。（p. 30（別紙 4）参照、ワードデータ有。）

※ 1 つの施工実績で複数の作業場所の測定データがある場合は、高い濃度のデータを記載して下さい。但し、セキュリティゾーンの外側で高い濃度のデータが出たため、原因を確認し是正措置を講じた後に値を再測定した場合は、その再測定データも追加して下さい。

※ 養生撤去後の測定などがある場合は、あわせて記載してください。記録のないものは「-」で結構です。

※ 「6.2 施工報告書及び作業記録」で添付される施工実績 5 例以外に、施工実績がある場合は、参考として、施工実績一覧表にデータを追加して下さい。

6.2 施工報告書及び作業記録

提出する資料の内容

「6.1 施工実績一覧表」に対応する施工実績図書（施工報告書及び作業記録等）を5例以上提出して下さい。施工報告書の主な内容は、施工計画書（「工事計画届（又は作業届）」及び「特定粉じん排出等作業実施届出書」）、繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定報告書、工事写真、作業員名簿 等です。作業記録の主な内容は、作業日報、チェックリスト 等です。

（巻末の p.29（別紙 3）「施工実績図書チェックリスト」で自主チェックを行い、各実績図書の最初に綴じて下さい。）

- ※1 依頼者が工事管理を行っていること（石綿作業主任者を配置し、工事に対し依頼者が責任を負う体制で実施していること）及び依頼者が工事を実施していることの確認ができる内容であることが必要です。
- ※2 繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定（サンプリング～分析～報告書作成）は、第三者機関（作業環境測定機関等）により実施されている必要があります。
- ※3 各繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定データは、少なくとも除去作業前の作業場所1点、除去作業中の負圧除じん装置排出口1点、セキュリティーゾーン出入口1点、除去作業後（養生撤去前）の作業場所1点において、測定されている必要があります。

6.3 施工現場調査

添付する資料の内容（申込み時点では不要です）

下記の資料を添付して下さい。

- ① アスベスト除去工法等専門委員会（個別審査）で施工現場調査を行った施工物件の施工計画書（「工事計画届（又は作業届）」及び「特定粉じん排出等作業実施届出書」）及び繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定報告書(速報でも可)
- ②アスベスト除去工法等専門委員会（個別審査）で発行する施工現場調査報告書（写し）

7. 会社概要

7.1 会社案内

添付する資料の内容

- ・ 会社案内のパンフレット、対象技術に関する体制及び技術者数等の説明資料等を添付して下さい。
- ※施工実施地域が広域にわたる場合は、本店、支店、営業所等の体制に関する資料も添付して下さい。

7.2 資格者名簿

添付する資料の内容

- ・ 「2.1 (3)有資格者の人数」に対応した最新の資格者名簿を添付して下さい。

8. 工法カタログ

添付する資料の内容

申込工法のカatalogがあれば、添付して下さい。

別紙 1-4

提出資料の内容と提出時期について					
提出資料の内容	提出時期	審査申込み	受付審査	技術審査	報告審査
			建築技術(ア スベスト除去 工法等)審査 委員会の1週 間前までに 事務局の確認 を得た内容に て提出	建築技術 (アスベスト 除去工法等) 審査委員 会の前日 までに提出	アスベスト 除去工法等 (個別審査) 等)審査委 員会の前日 までに提出

最終版 図書	小冊子 原稿
審査終了後提出	

審査証明依頼書(原本)	○
登記簿謄本(原本)	○

審査証明図書	審査項目					備考
	審査申込み	受付審査	技術審査	報告審査	最終版図書	
I. 審査証明依頼書(写し)	○	○	○	○	○	受付審査、技術審査、報告審査のための提出資料については、適宜、担当者からご案内致します。 一つのファイルに綴じて下さい。
II. 技術概要説明書	○	○	○	○	○	
III. 審査証明資料	○	○	○	○	○	
1. 適用範囲	○	○	○	○	○	
1.1 除去対象の吹付け材	○	○	○	○	○	
1.2 除去処理をする対象部位	○	○	○	○	○	
1.3 適用除外範囲	○	○	○	○	○	
1.4 施工実施地域	○	○	○	○	○	
2. 体制	○	○	○	○	○	
2.1 施工体制	○	○	○	○	○	
2.2 責任体制	○	○	○	○	○	
2.3 教育体制	○	○	○	○	○	
3. 施工マニュアル	○	○	○	○	○	
3.1 施工フロー図	○	○	○	○	○	
3.2 施工手順及び内容	○	○	○	○	○	
3.3 繊維数濃度測定と管理	○	○	○	○	○	
3.4 材料・機器類	○	○	○	○	○	
3.5 チェックリスト	○	○	○	○	○	
4. 安全対策の方法	○	○	○	○	○	
4.1 隣接部に対する安全対策	○	○	○	○	○	
4.2 作業者に対する安全対策	○	○	○	○	○	
4.3 緊急時の対応策	○	○	○	○	○	
5. 材料・機器類の技術資料	○	○	○	○	○	
6. 性能確認試験等	○	○	○	○	○	
6.1 施工実績一覧表	○	○	○	○	○	
6.2 施工報告書及び作業記録						
施工実績1(報告書・記録等の写し)						
施工実績2(報告書・記録等の写し)						
施工実績3(報告書・記録等の写し)						
施工実績4(報告書・記録等の写し)						
施工実績5(報告書・記録等の写し)						
6.3 施工現場調査					○	
7. 会社概要	○	○	○	○	○	
7.1 会社案内	○	○	○	○	○	
7.2 資格者名簿	○	○	○	○	○	
8. 工法カタログ	○	○	○	○	○	
9. 指摘事項回答書					○	

施工実績1(報告書・記録等の原本又は写し)	○
施工実績2(報告書・記録等の原本又は写し)	○
施工実績3(報告書・記録等の原本又は写し)	○
施工実績4(報告書・記録等の原本又は写し)	○
施工実績5(報告書・記録等の原本又は写し)	○

各施工実績ごとに1つのファイルに綴じて下さい。
(各施工実績の資料は、審査終了後返却いたします。)

提出部数	1部	8部	5部	8部
------	----	----	----	----

原紙 1部	原稿 1部
-------	-------

**吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（封じ込め工法）
審査証明図書 構成例**

目 次

- I. 審査証明依頼書（写し）（建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領の様式 1）
- II. 技術概要説明書（別紙 2-2 に記載例を示します）
- III. 審査証明資料（別紙 2-3 に記載例を示します）
 - 1. 適用範囲
 - 1.1 封じ込め対象の吹付け材
 - 1.2 封じ込め処理をする対象部位
 - 1.3 適用除外範囲
 - 1.4 施工実施地域
 - 2. 体 制
 - 2.1 施工体制
 - 2.2 責任体制
 - 2.3 教育体制
 - 3. 施工マニュアル
 - 3.1 施工フロー図
 - 3.2 施工手順及び内容
 - 3.3 繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定と管理
 - 3.4 材料・機器類
 - 3.5 チェックリスト
 - 4. 安全対策の方法
 - 4.1 隣接部に対する安全対策
 - 4.2 作業者に対する安全対策
 - 4.3 緊急時の対応策
 - 5. 維持保全計画
 - 6. 材料・機器類の技術資料
 - 6.1 石綿飛散防止剤の大臣認定書（写し）
 - 6.2 その他の材料・機器類
 - 7. 性能確認試験等
 - 7.1 施工実績一覧表
 - 7.2 施工報告書及び作業記録（施工実績 5 例分（申込み時点で、別冊でご提出下さい。））
 - 7.3 施工現場調査（申込み時点では不要です）
 - 8. 会社概要
 - 8.1 会社案内
 - 8.2 資格者名簿
 - 9. 工法カタログ
 - 10. 指摘事項回答書（申込み時点では不要です）

技術概要説明書

依 頼 者 名	(株)〇〇〇〇〇
技術名称 項 目	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術 「〇〇〇〇〇（封じ込め工法）」
技 術 の 概 要	<p>既存の建築物に施工された吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に封じ込める技術</p> <p>本工法の特徴は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p> <p>本工法に使用する石綿飛散防止剤は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p>
適 用 範 囲 等	p.28（別紙 2-3）の「1. 適用範囲」1.1 封じ込め対象の吹付け材～1.4 施工実施地域の内容をそのまま記載して下さい。
諸 元 ・ 性 能	<p>(1) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とする。</p> <p>(2) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とする。</p>
既存技術との対比	既存の封じ込め工法と対比して、技術的な特徴があれば、ご記載下さい。
開 発 の 趣 旨	既存の建築物に施工された吹付けアスベストの封じ込めに際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。
開 発 目 標	<p>(1) 建築基準法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用して吹付けアスベストを封じ込めることにより、吹付けアスベストからアスベスト繊維の飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保する。</p> <p>(2) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制する。</p> <p>(3) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。</p> <p>(4) 関連法令等に則って封じ込め工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、封じ込め工事中の作業者の安全を確保する。</p>
開 発 目 標 達 成 の 確 認 方 法	<p>(1) 建築基準法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用すると共に、認定内容で定められた処理方法に従うことを施工マニュアルで規定している。</p> <p>(2) 封じ込め作業中において、作業区域に隣接する部分の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定を実施する。</p> <p>(3) 封じ込め作業前及び封じ込め作業後において、作業場所の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定を実施する。</p> <p>(4) 施工マニュアルに基づくチェックリスト等により工程管理を実施する。</p>

下線部は、定型的な記載部分です。
波線部は、申込内容によって異なる部分です。

実 績	<u>施工件数 ○○件</u> <u>施工面積 約○○○○㎡ (20○○年○月現在)</u>
技術内容の公開性	<u>建築技術(アスベスト除去工法等)審査委員会及びアスベスト除去工法等</u> <u>専門委員会(個別審査)に対しては、全て公開可能</u>
特 許 の 有 無	○○○○○○○
関 連 法 規 制	<u>主たる関連法規</u> <u>(1) 建築基準法・同施行令等</u> <u>(2) 建設業法・同施行令等</u> <u>(3) 労働安全衛生法・同施行令・同規則、石綿障害予防規則</u> <u>(4) 大気汚染防止法・同施行令・同規則</u> <u>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同規則</u> <u>(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</u>
事 故 発 生 時 の 処 置 方 法	<u>発生が予想される事故とその処置の概要は以下のとおり。</u> <u>(1) 養生シートの損傷</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u> <u>(2) 負圧除じん装置等の故障</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u> <u>(3) 既存吹付けアスベスト層の脱落等</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u> <u>(4) ○○○○○○○○</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u>
そ の 他	

審査証明資料（封じ込め工法）の記載例は、p. 9（別紙 1-3）に示す除去工法の記載例や p. 24（別紙 1-4）に示す内容を封じ込め工法として読み替えたものに準じた内容となりますが、除去工法に対し、追加で必要となる事項について下記に示します。

1. 適用範囲

1.2 封じ込め処理をする対象部位

- ・申込み工法で使用される石綿飛散防止剤について、防火の規制が要求される部位への適用の可否、あるいは適用するための取り扱いを記載して下さい。

（防火の規制が要求される部位に封じ込め処理を行う場合は、予め石綿飛散防止剤について、防耐火構造や防火材料としての大臣認定を取得している必要があります。）

3. 施工マニュアル

3.2 施工手順及び内容

- ・事前診断として、封じ込め工法の適用可否の判定に関する規定が必要です。
- ・使用する石綿飛散防止剤は、建築基準法第 37 条の規定に基づく大臣認定を取得した防止剤であること、及び認定内容で定められた処理方法等に従い取り扱うことを規定して下さい。

3.4 材料・機器類

- ・使用する石綿飛散防止剤について、その名称を大臣認定番号・日付と共に記載して下さい。

5. 維持保全計画

- ・施工者（依頼者）が施主又は発注者に対して提案すべき施工後の維持保全計画について記載して下さい。

6. 材料・機器類の技術資料

6.1 石綿飛散防止剤の大臣認定書（写し）

- ・石綿飛散防止剤の法第 37 条の規定に基づく大臣認定書の内容のうち、「表紙」、「建築材料の概要及び適用範囲」及び「塗布量」に関する部分の写しを添付して下さい。

7. 性能確認試験等

施工実績は、「3. 施工マニュアル」で規定した石綿飛散防止剤を使用した施工実績である必要があります。なお、複数の石綿飛散防止剤の使用を規定する場合は、それぞれについて施工実績が必要となります。

工事名称		
	チェック項目	備考（補足説明など）
■届出	① <input type="checkbox"/> 建設工事計画届 または、作業届 ② <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作 業実施届出書 ③ <input type="checkbox"/> その他届出	
■施工計画書	④ <input type="checkbox"/> 工事概要	<input type="checkbox"/> 除去対象物 <input type="checkbox"/> 建材分析結果 <input type="checkbox"/> 施工場所図面
	⑤ <input type="checkbox"/> 施工体制図	<input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物管 理責任者
	⑥ <input type="checkbox"/> 工事工程表	
	⑦ <input type="checkbox"/> 繊維状粒子（アスベ スト繊維を含む）濃 度測定要領	<input type="checkbox"/> 測定ポイント図面
	⑧ <input type="checkbox"/> 廃棄物処理計画	<input type="checkbox"/> 委託契約書 <input type="checkbox"/> 収集運搬業許可証 <input type="checkbox"/> 処分業許可証
	⑨ <input type="checkbox"/> 作業員名簿	
	⑩ <input type="checkbox"/> 資格者証写し	<input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物管 理責任者 <input type="checkbox"/> 特別教育終了証
	⑪ <input type="checkbox"/> 施工マニュアル	<input type="checkbox"/> 施工フロー <input type="checkbox"/> 施工手順
■施工報告書	⑫ <input type="checkbox"/> 繊維状粒子（アスベ スト繊維を含む）濃 度測定結果	
	⑬ <input type="checkbox"/> 現場作業写真	
	⑭ <input type="checkbox"/> 作業日報	
	⑮ <input type="checkbox"/> チェックリスト	
	⑯ <input type="checkbox"/> 廃棄物マニフェスト	

※1：自主チェックの上、記入した本用紙を実績図書の最初に綴じ込んで下さい。

※2：本用紙の順番に図書を整理し直して頂く必要はありません。書類の場所が探しやすいように
チェック項目欄の①～⑯の番号に合わせて、番号を書いた付箋等を該当ページに貼って下さい。

吹付けアスベスト飛散防止処理技術（除去工法）

審査証明を取得した技術の施工実績一覧

年度

- 1. 審査証明番号：
- 2. 技術の名称：
- 3. 審査証明依頼者：

建築物（工事） の名称	施工場所	施工業者		施工年月 （工期）	施工 部位	施工 面積 （㎡）	濃度測定データ（本/㎡）					
		元請業者	除去業者				作業前	作業中		養生 撤去前	作業後	
							作業 区域内	排出口	セキリタイ ゾーン前	作業 区域内	作業 区域内	
施工件数合計		件		部位別件数：天井		件、	壁	件、	その他	件		
				総面積：		㎡						

2012年5月8日周知文書(一部修正の上、抜粋)

「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の施工品質確保のための取扱い**1. アスベスト作業区域内の内外差圧の測定について**

アスベスト除去工事において、作業区域内の負圧管理はアスベストを区域外に飛散させないためには極めて重要です。しかし、微差圧計の取扱いや設置位置などについて適切でない場合が多く負圧の測定に不具合が生じている状況が見受けられます。負圧の管理の重要性を意識した上で、測定しているアスベスト除去作業区域での内外差圧は極めて小さな圧力を測定していること(次々頁に示す「作業区域の内外差圧の測定について」を参照)を理解し、適切な差圧測定知識を持ち、実施することが求められます。

《注意事項》

- ・適切な微差圧計を選定すること。管理値の1/10までの表示があるものが望ましい
- ・微差圧計の取扱いは説明書に従い、現場に対応したマニュアルを作成し、作業者に周知徹底すること。特に、機器校正の頻度や現場での0(ゼロ)点調整を適切に行うこと
- ・微差圧計本体の設置場所は、直射日光のあたる場所を避け、できる限り温度変化の少ない場所に設置すること
- ・測定用チューブ開口端の設置位置は、下記項目に注意すること
 - ・風・気流が当たるような位置に設置しないこと
 - ・作業区域外の設置位置が屋外になる場合は、外壁面近くとしないこと
 - ・作業区域内・外の設置高さは、極力同じ高さとする

2. 負圧除じん装置の管理について

負圧除じん装置は、作業区域内を負圧に保ちアスベスト粉じんの場外への飛散を防除するとともに、HEPAフィルターでろ過することにより作業区域内の粉じんを低減させる役割を持つもので、アスベスト除去工事において主要な装置です。しかし、最近の環境省の大気モニタリングにより、この負圧除じん装置に起因する粉じん漏洩が複数確認されており、その適正な使用及び適切な管理が求められています。

《注意事項》

- ・下記項目について、環境省水・大気環境局大気環境課「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」を参考に対処すること(環境省 HP: http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html)
- ・負圧除じん装置の管理・点検の方法(搬入時、使用時、使用后、搬出)
- ・HEPAフィルターの交換時期及び交換方法
- ・稼働停止のための要件(従来から指導している事項)

3. 木質系セメント板等に施工された吹付けアスベスト除去工事について

木質系セメント板等は、アスベスト吹付け面が繊維状やラス状になっており、アスベストを完全に除去することが困難です。よって、アスベストが残存していることを前提とした処置が必要です。

《注意事項》

- ・対象下地: 木毛セメント板、木片セメント板、せっこうラスボード等
- ・木質系セメント板等に施工された吹付けアスベスト除去工事では、僅かでもアスベストが残存してしまうため、原則下地を含めて除去すること

4. アスベスト作業区域内の仮設材の養生について

アスベスト除去工事において、作業区域内で使用した仮設材(足場)を区域外に持ち出す工程はアスベストを飛散させる危険性を伴います。その危険性を最小限に抑えるために以下の注意事項を遵守することが必要です。

《注意事項》

作業区域内に設置する移動式足場等については、安全性等に支障がない範囲で事前に養生(プラスチックシート、接着テープ等)を行い、区域外へ持ち出す際は、前室において付着物等を確認し、真空掃除機、濡れ雑巾等によりアスベストを完全に除去すること

—以上—

作業区域の内外差圧の測定について

アスベスト除去工事において、作業区域内の負圧管理はアスベストを区域外に飛散させないために極めて重要です。負圧管理をする上での、基礎事項を以下に示します。

1. 圧力に関する基礎事項

1.1 圧力の単位

圧力の単位は $\text{Pa} = \text{N} / \text{m}^2$ (力/面積) です。

地球上では重力加速度 $9.8 \text{m} / \text{s}^2$ がかかっていることから、 1kg の質量の物体は、下方に $1 \times 9.8 = 9.8 [\text{N}]$ の力を及ぼします。従って、 10Pa の圧力は、ほぼ 1m^2 の面積に 1kg の質量が負荷された状態に相当します。

従来、圧力の単位として用いられた水柱単位 [mmAq] では、水中の圧力 [Pa] は、水表面の大気圧を基準として、

$$\rho (\text{密度} = 1000 \text{kg} / \text{m}^3) \times g (\text{重力加速度} = 9.8 \text{m} / \text{s}^2) \times h (\text{深さ} : \text{m})$$

で表せることから、 $h = 1 \text{mm} = (1 / 1000) \text{m}$ の圧力は、

$$1000 \times 9.8 \times (1 / 1000) = 9.8 \div 10 \quad [\text{Pa}]$$

であり、ほぼ 10Pa ということとなります。

1.2 大気圧

我々は、大気中、大気圧の下で生活しています。この大気圧は、気象条件、高さなどにより異なりますが、海面上の大気圧の標準(標準大気圧)は、 $101.3 \text{kPa} = 101300 \text{Pa}$ です。

このように大気圧の値は非常に大きいこと、また気象条件などで常に変化していることから、工学分野ではその時の問題としている高さでの大気圧を基準とし、そこからの差圧である相対圧(ゲージ圧)が用いられています。

- ☞ 除去工事における内外差圧の測定値(例: $-2 \text{Pa} \sim -5 \text{Pa}$ 等)は、大気圧(気象条件で変化しますが標準大気圧で 101300Pa)に比べ極めて小さく、測定には細心の注意が必要です。また、高さの違いが圧力に影響を与えることから作業区域内・外の測定用チューブ開口端の高さが極力同じ高さとなるように注意が必要です。

1.3 速度圧

運動する流体は、以下の速度圧(動圧) p_v を生じます。

$$p_v = (1/2) \rho V^2 \quad [\text{Pa}]$$

ρ : 密度、 20°C の乾き空気では $1.2 \text{kg} / \text{m}^3$

V : 流速 [m / s]

従って、空気が $4 \text{m} / \text{s}$ で流れる際の速度圧は、

$$(1/2) \times 1.2 \times 4^2 = 9.6 \div 10 \quad [\text{Pa}]$$

となります。

この速度圧は速度の 2 乗に比例することから、 $8 \text{m} / \text{s}$ では約 40Pa にもなります。

- ☞ 測定する差圧に風圧力が加わる場合、風速の 2 乗に比例した圧力として加わってしまいます。そのため測定用チューブ開口端には、事前に風・気流の影響を受けないような配慮が必要です。

1.4 ボイルシャールの法則

理想気体(一般に、室内外の空気などはこのように扱う)の体積 $V [\text{m}^3]$ 、圧力 $P [\text{Pa}]$ 、上記の相

対圧でなく、大気圧を加えた絶対圧であることに注意)、絶対温度T[K、セルシウス温度°Cに273.15を加えた値]、モル数n、気体定数Rには次の関係があります。

$$PV=nRT$$

圧力・温度により変形せず、一定の容積を保つ容器内に密閉された気体は、モル数、気体定数は変化しません。従って、温度 T_s [K]から $T_s + \Delta T$ [K]に温度が変化したとき(°Cで表されていても温度差は等しくなる)の圧力変化 ΔP [Pa]は、最初の圧力を P_s とすれば以下となります。

$$\Delta P = P_s \times (\Delta T / T_s) \quad [\text{Pa}]$$

例として、 T_s が300K(26.85°C)、 P_s が標準大気圧(=101300Pa)に等しい条件で1°C上昇したときの圧力上昇 ΔP を求めると、

$$\Delta P = 101300 \times (1 / 300) = 337.7 \quad [\text{Pa}]$$

となります。

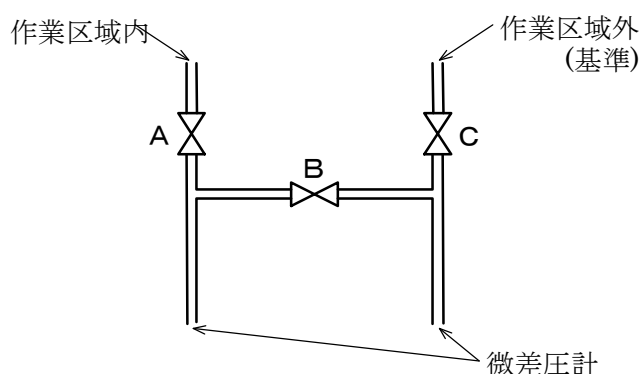
- ☞ このように圧力は温度変化の影響を受けるため、測定は直射日光のあたる場所を避け、できる限り作業場内・作業場外の温度変化の影響が少ない場所で行う必要があります。

2. 微差圧計の取扱いに関する基礎事項

「1.4 ボイルシャルルの法則」からお分かりいただけるように、開口端の片方のみが閉じられた状態にすると、周囲温度の変化などにより微差圧計に過大な圧力差が生じ、計器の故障の原因となることが考えられます。使用している微差圧計の説明書に従った、適切な取り扱いをしてください。

以下に随時ゼロ点のドリフトがチェックできるような、微差圧計と作業場内・外差圧測定端との配管例と、取扱い手順について示します。

- ①測定 → ゼロ点チェック:Bバルブ開放後、A・Cバルブを閉じた状態でゼロ点調整を行う
- ②ゼロ点チェック → 測定:測定側のA・Cバルブ開放後、Bバルブを閉じてから測定を開始する
- ③測定終了(作業終了):Bバルブ開放後、A・Cバルブを閉じ、作業区域内・外の測定用チューブを撤去する



3. まとめ

上記に示したように、測定しているアスベスト除去作業区域の内外差圧は極めて小さな圧力であるため、開口端の高さ、開口端への風・気流、温度が大きく影響します。また、微差圧計の取扱いによっては正しい測定ができません。

このことから基礎事項を理解の上、負圧管理を実施することが重要です。

—以上—

2013年3月4日周知文書（一部修正の上、抜粋）

建設技術審査証明事業(建築技術)における 「煙突内アスベスト含有断熱材除去処理技術」の取扱いについて(お願い)

◆「煙突内アスベスト含有断熱材除去処理技術」の施工品質確保のためのお願い

煙突内アスベスト含有断熱材除去工事においても、作業区域内の負圧管理はアスベストを区域外に飛散させないためには極めて重要です。

よって、負圧の管理計画について、今一度下記事項の重要性を意識頂き、現状で対応できていない場合は適切な処置を講じた上で施工して下さいますようお願い致します。

◆煙突内アスベスト含有断熱材除去処理における負圧管理等での注意事項

- ①一般に、煙突下部・上部の両方に作業区域が設けられますが、両作業区域ごとに微差圧計を設置し、両区域とも、常に負圧になっていることを確認する体制で工事を行ってください。
- ②煙突下部・上部の両作業区域ごとに負圧除じん装置を設置する場合と、一方の作業区域(一般には下部)のみに負圧除じん装置を設置する場合が考えられますが、いずれの場合でも、煙突内の気流が除去した断熱材を集める側の作業区域(一般には下部)方向に向かうようにし、常時気流方向を確認するようにしてください。
最も簡便に気流方向を確認する方法としては、棒の先に絹糸をほぐしたものを取り付け、煙突の上部または下部の開口部に差し込むことが考えられます。
- ③煙突上部・下部の両作業区域に負圧除じん装置を設置する場合は、バランスのとれた運転をし、上記①②の条件を満足するようにしてください。
- ④煙突下部の作業区域のみに負圧除じん装置を設置する場合は、煙突部分を気流が流れることによる圧力損失に相当する分、下部より上部の作業区域内外の差圧が小さくなること、除去に使用する高圧水などのため煙突内気温が上昇し、より過酷な状況になることに注意してください。上記②の条件が満足されないような場合には、煙突上部の作業場内の空気を下部に送るために、下部に向けてファンを設置するなどの対処が必要です。

—以上—

2014年8月19日周知文書（一部修正の上、抜粋）

「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」等の改正と、「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」における施工品質確保のための取扱いについて（ご連絡）

当センターにて実施しております「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の審査証明事業の審査では、従来より審査証明技術による施工品質の確保を重視し、その施工体制について厳密な審査を行ってきたところです。

今回、下記のとおり「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」等の改正情報をお知らせするとともに、当センターで既に審査証明を取得した工法においても必要となる対策等についてご案内致します。

p. 16、p. 37（別紙 9） 及び **p. 39（別紙 10）** の資料を参照の上、引き続き適切なアスベスト工事の実施をお願い致します。

－ 記 －

「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の施工品質確保のための取扱い

1. 「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」の改正に伴う負圧除じん装置排気口及びセキューリティーゾーンからの漏洩防止措置の徹底について
2. 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（新技術指針）」の制定に伴う環境測定の取り扱いの変更について

◆更新審査に関するお知らせ：

- ・過去に審査証明を取得した工法についても、更新時にはその時点における審査方針に照らした審査を行います。この度の周知文書に沿って変更となります環境測定及び施工マニュアル等を適宜反映させてご申請くださいますようお願い致します。

吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の施工品質確保のための取扱い

1. 「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」の改正に伴う負圧除じん装置排気口等の漏洩監視の徹底について

環境省や厚生労働省が実施した解体工事現場における環境測定において、石綿の漏洩が確認されていることから、今般の改正により漏洩監視が強化されました。中でも負圧除じん装置の排気口及びセキュリティーゾーン前での漏洩が多いため、以下に示す点検・確認が義務付けられています。環境省の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を引用・作成した p. 16 及び p. 39 (別紙 10) を参考に、審査証明付属文書であるマニュアルの施工フローに追記するとともに、作業手順に明記してください。

なお、今後の施工においては、これらの点検・確認を確実に実施してください。

＜新たに義務付けられた事項＞

- ①除去等作業の開始前に、作業場所において、負圧除じん装置が正常に稼働することを確認する。
- ②作業開始後、直ちに負圧除じん装置からの漏えいがないことを確認する。
- ③除去等作業をする日の作業前に作業場及び前室が負圧になっていることを確認する。
- ④上記に関して異常があった場合には、その原因を究明し、必要な措置を講じる。
- ⑤これらの結果を記録し、工事終了まで現場で保存するとともに、工事終了後 40 年間保存する。

なお、①の点検は、次のように行います。

- a) 右写真に示すように、吸引ポンプ式デジタル粉じん計またはパーティクルカウンターを使用し、排気ダクト内から導電シリコンチューブで吸引する等、排気ダクト内の空気を直接測定するようセットし、測定を始める。
- b) 負圧除じん装置を稼働させ、デジタル粉じん計の値が「0」又は「0」に近い値で安定することを確認する。
- c) さらに、負圧除じん装置の吸気側で、スモークテスターにより煙を発生させ、デジタル粉じん計の値が安定した状態から変動しないことを確認する。
- d) b)、c)で異常があれば、原因を究明し、必要な措置を講じる。



また、②の漏えい点検は、①の点検の状態、作業開始後デジタル粉じん計の値が上昇しないことを確認します。

③の負圧確認は、精密微差圧計による差圧の測定のみならず、スモークテスターや吹き流しを用いて、外部から作業場に風が吹き込んでいることを確認することでもよいとされています。

2. 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(新技術指針)」の制定に伴う環境測定の実施方法の変更について

新技術指針では、作業場の隔離の解除にあたって、負圧除じん装置を1.5時間以上稼働させたのち、作業場内の繊維状粒子(アスベスト繊維を含む)濃度を測定し、石綿粉じんが処理されていることを確認すること、としています。これまで本事業においては、作業後の環境測定を、隔離撤去後を必須とし、隔離解除前の測定は任意としてきましたが、新技術指針の制定を受けて、隔離解除前の測定を必須とし、隔離撤去後の測定は任意とします。

また、1. に示すように、負圧除じん装置排気口及びセキュリティゾーン前の漏えい監視は別途定められたところですが、本事業では、従前のおり環境測定を必須とします。

よって、本事業における環境測定は下表のとおりになりますのでご注意ください。

測定時期 測定場所	作業前	作業中	作業後 (養生撤去前)	作業後 (養生撤去後)
作業場所	〇〇点以上	△	〇〇点以上	△
負圧除じん装置排出口		〇〇点以上		
セキュリティゾーン 出入口		〇〇点以上		
敷地境界	△	△	△	△

〇〇点以上:必須 △:任意 (審査証明記載時は、△印の記載は不要です)

※発注者等からの指示もしくは条例等により、測定場所の変更や測定点数の減少や削除があった場合、審査証明を取得した工法として認められないため予めご了承ください。

なお、技術上の指針に関しては、「労働安全衛生法第28条1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示」及び「新旧対照表」をご確認ください。

《参照》

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」

(環境省水・大気環境局大気環境課)

(環境省 HP: http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/)

「『新技術指針』に基づく石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

(厚生労働省 HP:

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html)

「3. 施工マニュアル」の記載例及び留意事項

- 審査証明図書 Ⅲ. 審査証明資料「3. 施工マニュアル」へ、確実に反映いただきたい事項を「記載例」として示します。

関係法令の改正等を受けた重要な事項が含まれますので、「記載例」の内容をよく確認いただき、御社の施工方法・使用機器等を確認の上、施工マニュアルへ反映させてください。

- ※印部分について、補足説明を後述しています。よくお読みいただき、以下「記載例」が御社の申込み技術・内容に合わない場合、補足説明を確認しつつ、御社の申込み技術・内容に合うように「記載例」を適宜修正のうえ、施工マニュアルへ反映させてください。

- なお、「記載例」の文中、(大) (石) は、以下による要求事項です。

(大)：「大気汚染防止法」による要求事項

(石)：「石綿障害予防規則」による要求事項

- 施工マニュアルへ反映させる際、以下「記載例」文中の (大) (石) や ※1~※4 は記載不要です。

「記載例」

< 負圧除じん装置の設置 >

1. 負圧除じん装置は正常に稼働するものを使用する。(搬入前に点検し記録する。搬入時にその点検記録により確認する。)
2. 負圧除じん装置の設置後、除去作業開始前に、作業場所及びセキュリティーゾーンが負圧になっていることを微差圧計※1で確認する (大) (石) とともに、負圧除じん装置が正常に稼働することを確認する (大)。
3. 負圧除じん装置が正常に稼働していることの確認は、吸引ポンプ式デジタル粉じん計※2で、排気ダクト内の空気を直接測定することにより行う。 ※3
4. これらの点検結果を記録し工事終了まで現場で保存する (大) とともに、その後 40 年間保存する (石)。

● 補足説明

※1：負圧になっていることの確認は、「微差圧計」での計測のほか、「スモークテスター」、「吹き流し」により外部から隔離作業場所に風が流れ込んでいることを確認することでもよいので、実際に行う方法を記載してください。

※2：使用機器については「パーティクルカウンター」、「リアルタイムファイバーモニター」等、実際に使用するものを記載してください。

※3：現場で間違いなくできるように、できれば写真、図示等で詳細に記載することが望ましいです。写真は、自社で施工したときの写真を掲載してください。

< 除去作業 >

1. アスベストの除去にあたっては、飛散抑制剤により湿潤化する (大) (石)。
2. 除去作業開始後速やかに、吸引ポンプ式デジタル粉じん計※1を用いて排気ダクト内の空気を直接測定することにより、負圧除じん装置の排気口からの漏えいがないことを確認する (大) (石)。

● 補足説明

※1：使用機器については「パーティクルカウンター」、「リアルタイムファイバーモニター」等、実際に使用するものを記載してください。

<漏えいの監視>

1. 隔離作業場所で作業を行う日は、作業開始前及び午後の作業開始前の1日2回^{※1}、作業場所及びセキュリティゾーンが負圧になっていることを微差圧計^{※2}で確認(石)し、その結果を記録する。
2. 負圧除じん装置の排気口からの漏えい確認は、吸引ポンプ式デジタル粉じん計^{※3}を用いて排気ダクト内の空気を直接測定する方法で、作業開始前及び午後の作業開始前の1日2回^{※1}実施し、その結果を記録する。また、負圧除じん装置を移動した際及び2次フィルターを交換した際等^{※4}にも漏えい確認を実施し、その結果を記録する。

補足：当センターの審査証明においては、作業中のセキュリティゾーン前及び負圧除じん装置の排気口での繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）濃度測定が義務付けられており、これも「漏洩の監視」となるが、測定の項で記載しているため、ここでの記載は必要ない。

●補足説明

- ※1：測定回数は「作業開始前及び午後の作業開始前の1日2回」以上が望ましいですが、実際に行う方法を記載してください。
石綿障害予防規則では、最低基準として1日1回以上の測定を義務付けています。
- ※2：負圧になっていることの確認は、「微差圧計」での計測のほか、「スモークテスター」、「吹き流し」により外部から隔離作業場所に風が流れ込んでいることを確認することでもよいので、実際に行う方法を記載してください。
- ※3：使用機器については「パーティクルカウンター」、「リアルタイムファイバーモニター」等、実際に使用するものを記載してください。
- ※4：審査証明工法としては、「負圧除じん装置を移動した際及び2次フィルターを交換した際」の漏えい確認の実施と結果の記録は最低基準とします。それ以外に HEPA フィルターを動かす恐れのある作業を行った場合は、漏えい確認を行う必要がありますので、その内容も記載してください。

—以上—



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

- ご連絡先
ご質問、ご連絡は下記まで電話、FAX
または電子メールでお尋ね下さい

一般財団法人日本建築センター
認証部認証課
TEL 03-5283-0468
FAX 03-5281-2824
E-mail ninsyo@bcj.or.jp

〒101-8986
東京都千代田区神田錦町 1-9